

**【海外赴任・帰任用】介護保険料の徴収停止・再開届（適用除外届）**

この書類は、満40歳以上65歳未満の本人・家族（当健保加入員）の方が、海外赴任により国内に住所を有しなくなったとき、または帰任により国内に住所を有したときに、事業所を通じて提出するものです。（介護保険料の徴収の停止・再開に反映）

（その他、「介護施設入退所」「在留資格が1年未満の外国人の方」に該当する場合も届出の対象となるため、健保組合へご連絡ください。別途、届出用紙をお渡します。）

被 保 険 者 情 報	保険証	記号 - 番号 -	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日
	氏名		
	電話番号	電話番号は日中連絡可能な連絡先	

## &lt;申請内容&gt;

対象者情報	氏名（続柄）	該当ケース	該当年月日
対象者1	( )	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④	令和 年 月 日
対象者2	( )	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④	令和 年 月 日

ケース	(参考) 介護保険料への影響
① 国内から海外へ赴任(出国)するとき	介護保険料の <b>徴収停止</b> (国内に住所を有しなくなった日～)
② 海外赴任中に40歳を迎えたとき	介護保険料の <b>徴収停止</b> (40歳の誕生日の前日～)
③ 海外から国内へ帰任(帰国)するとき	介護保険料の <b>徴収再開</b> (国内に住所を有した日～)
④ 海外赴任中に65歳を迎えたとき	介護保険料の <b>徴収先が変わります</b> ※(65歳の誕生日の前日～) ※65歳からは第1号被保険者となり、介護保険料の徴収先が当健保から国に切り替わります。ですが、自治体に出国の届出を行っていれば、引き続き介護保険料の徴収が停止されたままになります。 (帰国後の徴収再開の手続きについては、お住まいの自治体にお問合せください)

事 業 主 証 明 欄	該当・非該当の認定日	令和 年 月 日
	上記の届出について相違ないことを証明します。	
	事業所所在地 事業所名称 事業主名称	令和 年 月 日

## ◇提出先

- ①トヨタ車体の方…**提出不要**
- ②トヨタ車体研究所の方  
…LSCオフィスサポート事業室→トヨタ車体健康保険組合
- ③上記以外の事業所の方  
…**所属事業所担当部署**→トヨタ車体健康保険組合  
(人事・総務など)
- ④任意継続の方…**トヨタ車体健康保険組合**